

著作権の扱いについて（必ずご確認ください）

熊本日日新聞社

● 書作品制作に関する注意

詩文や歌詞、俳句、短歌などの文芸作品を書の題材として引用し発表する場合、その引用元の著作者から許諾を得る必要があります。著作物を利用する際は、著作者の同意がなければ、勝手に内容を変えることはできません。また、後々のトラブルを避けるために、必ず書面での許諾通知を得てください。

● 著作権の保護期間

著作権の保護期間は、著作者の死後 70 年までとなっています。翻訳物の場合、原作者の死後 70 年を経過していても、翻訳行為にも著作権が発生するため、翻訳者の死後 70 年は著作権で保護されます。

● 自分の書の著作権は？

著作権者が出品者本人である場合、本展への出品申込をもって、出品者は著作物の利用許諾を主催者に与えたものとみなします。

● 熊日が主催する書道展における規定

①出品する書作品の題材詩（詞）文が著作権で保護されている場合、出品者の責任で各自が著作権者（著作者、著作権継承者、著作権管理者など）に対し、下記要件について利用許諾の申請を行ってください。

- (1) 著作物を書作品に引用して制作する許諾
- (2) 著作物を引用して制作された書作品を、展覧会に展示する許諾
- (3) 著作物を引用して制作された書作品を、撮影する許諾
- (4) 著作物を引用して制作された書作品を、新聞紙面等に掲載する許諾

②出品する書作品の題材詩（詞）文が著作権で保護されている場合、出品申込書の「著作物引用」欄に○^{マル}をつけること。あわせて別紙の「著作物利用報告書」を作成し、申し込み時に提出すること。

③前項について、提出した許諾の内容に不備あるいは虚偽が含まれることが認められた場合、当該出品作品は審査、展示および掲載の対象から除外することができます。出品者はこの措置に異議を申し立てることはできません。

著作権の扱いについて（必ずご確認ください）

熊本日日新聞社

著作権許諾申請の基本的な流れ

◆詩・俳句・短歌などの文芸作品を素材にしたい場合

- ①『公益社団法人 日本文藝家協会』(TEL03-3265-9658)に問い合わせ
住所：〒102-8559 東京都千代田区紀尾井町 3-23 文藝春秋ビル新館 5F

- ②許諾を受け、著作権料を支払う（著作物により料金が異なります）
③出品申込書の「著作物引用」欄に○^{マス}をつけること
④出品申込書に「著作物利用報告書」を添付する



◆歌詞（音楽関係）を素材にしたい場合

- ①『社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）九州支部』(TEL092-441-2285)に問い合わせ
住所：〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街 1-1 新幹線博多ビル 7F

- ②許諾を受け、著作権料を支払う（著作物により料金が異なります）
③出品申込書の「著作物引用」欄に○^{マス}をつけること
④出品申込書に「著作物利用報告書」を添付する



◆その他のお問い合わせ

- 『著作権テレホンガイド』(TEL03-5333-0393) 月～金曜 午前 10 時～正午、午後 1～4 時
※電子メール、FAXによるご相談、面談は受け付けておられません